

令和7年9月11日提出

令和7年9月定例県議会報告事項

鳥 取 県

目 次

報告第 1 号	令和 6 年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書について……………	1
報告第 2 号	議会の委任による専決処分の報告について……………	3
	(1) 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例……………	4
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	6
	(3) 工事請負契約（国道 1 8 1 号（江府道路）トンネル工事（久連 トンネル）（補助改良））の変更について……………	8
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	9
	(5) 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	11
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	14
	(7) 損害賠償に係る和解について……………	16
報告第 3 号	鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について……………	18
報告第 4 号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評 価について……………	19
報告第 5 号	法人の経営状況について……………	20
報告第 6 号	鳥取県出資法人等における給与等の状況について……………	22
報告第 7 号	長期継続契約の締結状況について……………	24

報告第 1 号

令和 6 年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書に ついて

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 2 項の規定により、
令和 6 年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書を次のとおり本議会に報告する。

令和 7 年 9 月 1 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和6年度鳥取県電気事業会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳		支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 義 務 の 差	左 の 財 源 内 訳		そ の 他
					企 業 債	国庫補助金		企 業 債	国庫補助金		企 業 債	国庫補助金	
1 電 気 事 業 費	1 営 業 費 用	新に 幡 郷 発 電 所 精 密 分 解 事 点 検 業	4	227,701,000	円	円	227,701,000	円	円	3,829,100	円	円	223,871,900
			5	613,065,000			613,065,000			780,473,100			△167,408,100
			6							866,800			△866,800
			計	840,766,000			840,766,000			785,169,000			55,597,000
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	新に 幡 郷 発 電 所 精 密 分 解 事 点 検 業	4	177,463,000	177,400,000		63,000			10,195,900		177,400,000	△10,132,900
			5	299,880,000	299,700,000		180,000	400,800,000		438,729,500	△101,100,000		△37,749,500
			6							21,754,700			△21,754,700
			計	477,343,000	477,100,000		243,000	400,800,000		470,680,100	76,300,000		△69,637,100

報告第 2 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

令和 7 年 9 月 11 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和7年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
対象事業	完了期間	対象者	被災者住宅再建等支援金交付基 準額
対象事業	完了期間	対象者	被災者住宅再建等支援金交付基 準額

略	(8) 一部損壊の世帯主又は当該住宅の所有者（知事）が別に定めるものに限る。）	2年	略	備考 略
略	(8) 一部損壊の世帯主又は当該住宅の所有者（知事）が別に定めるものに限る。）	2年	略	備考 略
略	(8) 一部損壊の世帯主又は当該住宅の所有者（知事）が別に定めるものに限る。）	2年	略	備考 略
略	(8) 一部損壊の世帯主又は当該住宅の所有者（知事）が別に定めるものに限る。）	2年	略	備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡琴浦町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金177,100円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年6月18日

(2) 事故発生場所

西伯郡大山町名和地内

(3) 事故の状況

鳥取県中小家畜試験場所属の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、駐車場内の駐車枠から前進した際、右側の安全確認が不十分であったため、停車していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

(3) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、次のとおり専決処分をする。

令和7年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

工事請負契約（国道181号（江府道路）トンネル工事（久連トンネル）（補助改良））の変更について

国道181号（江府道路）トンネル工事（久連トンネル）（補助改良）に係る工事請負契約（令和3年10月11日議決）を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
4 契 約 金 額	6,323,540,300円		4 契 約 金 額	6,299,986,000円	

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年8月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

八頭町

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金191,400円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年12月19日

(2) 事故発生場所

八頭郡八頭町富枝地内

(3) 事故の状況

鳥取県郡家警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が所有する道路左側の法面に脱輪し、同法面を損傷させたものである。

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和7年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税) 第5条 山村振興法第8条第7項の同意を得た産業振興施策促進事項 が記載され、かつ、同条第1項の同意を得た同項に規定する山村振			(産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税) 第5条 山村振興法第8条第7項の同意を得た産業振興施策促進事項 が記載され、かつ、同条第1項の同意を得た同項に規定する山村振		

興計画（以下この条において「特定山村振興計画」という。）に記載された山村振興法第8条第4項第4号に掲げる期間（以下この条において「計画期間」という。）に、特定山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域（同項第1号に規定する産業振興施策促進区域をいう。以下この条において同じ。）内において当該特定山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業（同項第2号に規定する地域資源を活用する製造業をいう。第1号において同じ。）又は農林水産物等販売業（山村振興法第8条第2項第3号に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。）の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条及び第8条において「山村振興特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）について、山村振興特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に對して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

(1) 地域資源を活用する製造業（産業振興施策促進区域において

興計画に記載された同条第4項第4号に掲げる期間（以下この条において「計画期間」という。）に、山村振興法第14条に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条及び第8条において「山村振興特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）について、山村振興特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に對して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

(1) 山村振興法第14条に規定する地域資源を活用する製造業（産

生産されたものを原料又は材料とするものに限る。) 500万円 (租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号) 第28条の9 第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第42条の4 第4項に規定する中小企業者にあつては1,000万円) 以上のもの	業振興施策促進区域 (山村振興法第8条第4項第1号に規定する産業振興施策促進区域をいう。次号において同じ。) において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。) 500万円 (租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号) 第28条の9 第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第42条の4 第4項に規定する中小企業者にあつては1,000万円) 以上のもの
(2) 農林水産物等販売業 (産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とするものに限る。) 500万円 以上のもの	(2) <u>山村振興法第14条に規定する農林水産物等販売業 (産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。)</u> 500万円以上のもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

日南町

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金992,871円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年11月13日

(2) 事故発生場所

日野郡日南町霞地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内において運転操作を誤り、和解の相手方が設置する照明灯に衝突し、同照明灯を破損させたものである。

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

令和7年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

東伯郡琴浦町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を2割とするが、和解の相手方は、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年3月18日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字勝田地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、沿道の敷地から後退して道路に進入してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と接触し、双方の車

両が破損したものである。

報告第 3 号

鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和 4 2 年鳥取県条例第 2 4 号）第 2 4 条の規定により、別添のとおり鳥取空港ビル株式会社の経営状況を本議会に報告する。

令和 7 年 9 月 1 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

報告第 4 号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの令和 6 年度における業務の実績に関する評価を行ったので、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 8 条第 5 項の規定に基づき、別添のとおり本議会に報告する。

令和 7 年 9 月 1 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

報告第 5 号

法人の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別添のとおり公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構ほか 30 法人の経営状況を説明する書類を本議会に提出する。

令和 7 年 9 月 11 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- (1) 公益財団法人 ふるさと鳥取県定住機構
- (2) 公益財団法人 とっとり県民活動活性化センター
- (3) 智頭急行株式会社
- (4) 公益財団法人 とっとりコンベンションビューロー
- (5) 公益財団法人 鳥取県国際交流財団
- (6) 一般財団法人 因幡街道ふるさと振興財団
- (7) 公立大学法人 公立鳥取環境大学
- (8) 公益財団法人 鳥取県文化振興財団
- (9) 公益財団法人 鳥取童謡・おもちゃ館
- (10) 公益財団法人 鳥取県スポーツ協会
- (11) 公益財団法人 鳥取県教育文化財団
- (12) 公益財団法人 鳥取県臓器・アイバンク
- (13) 公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター
- (14) 公益財団法人 鳥取県天神川流域下水道公社

- (15) 公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団
- (16) 公益財団法人 鳥取県食鳥肉衛生協会
- (17) 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター
- (18) 鳥取県住宅供給公社
- (19) 地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター
- (20) 公益財団法人 鳥取県産業振興機構
- (21) 公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構
- (22) 一般財団法人 鳥取県野菜価格安定基金協会
- (23) 一般社団法人 鳥取県果実生産出荷安定基金協会
- (24) 公益財団法人 鳥取県畜産振興協会
- (25) 公益社団法人 鳥取県畜産推進機構
- (26) 公益財団法人 鳥取県造林公社
- (27) 公益財団法人 鳥取県林業担い手育成財団
- (28) 公益財団法人 鳥取県栽培漁業協会
- (29) 公益財団法人 鳥取県魚の豊かな川づくり基金
- (30) 鳥取県土地開発公社
- (31) 公益財団法人 鳥取県暴力追放センター

報告第 6 号

鳥取県出資法人等における給与等の状況について

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例（平成16年鳥取県条例第44号）第3条第1項の規定に基づき、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構ほか30法人の職員に係る給与制度等の状況について報告があったので、別添のとおり本議会に報告する。

令和7年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- (1) 公益財団法人 ふるさと鳥取県定住機構
- (2) 公益財団法人 とっとり県民活動活性化センター
- (3) 智頭急行株式会社
- (4) 公益財団法人 とっとりコンベンションビューロー
- (5) 公益財団法人 鳥取県国際交流財団
- (6) 一般財団法人 因幡街道ふるさと振興財団
- (7) 公立大学法人 公立鳥取環境大学
- (8) 公益財団法人 鳥取県文化振興財団
- (9) 公益財団法人 鳥取童謡・おもちゃ館
- (10) 公益財団法人 鳥取県スポーツ協会
- (11) 公益財団法人 鳥取県教育文化財団
- (12) 公益財団法人 鳥取県臓器・アイバンク
- (13) 公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター
- (14) 公益財団法人 鳥取県天神川流域下水道公社

- (15) 公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団
- (16) 公益財団法人 鳥取県食鳥肉衛生協会
- (17) 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター
- (18) 鳥取県住宅供給公社
- (19) 地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター
- (20) 公益財団法人 鳥取県産業振興機構
- (21) 公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構
- (22) 一般財団法人 鳥取県野菜価格安定基金協会
- (23) 一般社団法人 鳥取県果実生産出荷安定基金協会
- (24) 公益財団法人 鳥取県畜産振興協会
- (25) 公益社団法人 鳥取県畜産推進機構
- (26) 公益財団法人 鳥取県造林公社
- (27) 公益財団法人 鳥取県林業担い手育成財団
- (28) 公益財団法人 鳥取県栽培漁業協会
- (29) 公益財団法人 鳥取県魚の豊かな川づくり基金
- (30) 鳥取県土地開発公社
- (31) 公益財団法人 鳥取県暴力追放センター

報告第 7 号

長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年鳥取県条例第 12 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和 7 年 9 月 11 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部総合事務 センター庶務集 中課	物品 保守	複合機	20台	鳥取市商業町203番地6 株式会社モリックスジャパン	使用1枚当たり 黒 カラー 0.72円 2.16円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県令和の改新 戦略本部政策戦略 局令和の改新推進 課 ほか19所属
2	総務部総合事務 センター庶務集 中課	物品 保守	複合機	14台	鳥取市雲山147番地21 株式会社K Sソリューションズ	月当たり賃借料 7,800円 及び使用1枚当たり 黒 0.70円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県東部県税事 務所 ほか13所属
3	総務部総合事務 センター庶務集 中課	物品 保守	複合機	3台	鳥取市雲山147番地21 株式会社K Sソリューションズ	月当たり賃借料 7,300円 及び使用1枚当たり 黒 1.00円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県中部県税事 務所 ほか2所属
4	総務部総合事務 センター庶務集 中課	物品 保守	複合機	17台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	月当たり賃借料 9,790円 及び使用1枚当たり 黒 0.49円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県令和の改新 戦略本部財政課 ほか16所属
5	総務部総合事務 センター庶務集 中課	物品 保守	複合機	17台	米子市面三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	月当たり賃借料 100円 及び使用1枚当たり 黒 カラー 0.99円 7.28円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県輝く鳥取創 造本部観光交流局 まんが王国官房 ほか12所属
6	総務部総合事務 センター庶務集 中課	物品 保守	複合機	14台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	月当たり賃借料 100円 及び使用1枚当たり 黒 カラー 0.50円 3.30円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県総務部行政 体制整備局職員人 材開発センター ほか10所属
7	総務部総合事務 センター庶務集 中課	物品 保守	複合機	10台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	月当たり賃借料 7,368円 及び使用1枚当たり 黒 カラー 0.52円 1.79円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県危機管理部 危機対策・情報課 ほか6所属
8	総務部総合事務 センター庶務集 中課	物品 保守	複合機	11台	米子市面三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	月当たり賃借料 100円 及び使用1枚当たり 黒 カラー 0.50円 3.15円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県消防学校 ほか6所属

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
9	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	7 台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	月当たり賃借料 100円 及び使用 1 枚当たり 黒 0.40円 カラー 3.05円	令和 7 年 9 月 1 日 ～令和11年10月31日	鳥取県立美術館 ほか 5 所属
10	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	3 台	倉吉市広栄町941番地 5 株式会社衣笠商会	月当たり賃借料 5,948円 及び使用 1 枚当たり 黒 2.05円	令和 7 年 9 月 1 日 ～令和11年10月31日	鳥取県生活環境部 脱炭素社会推進課 ほか 2 所属
11	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	3 台	鳥取市雲山147番地21 株式会社 K S ソリューションズ	月当たり賃借料 7,200円 及び使用 1 枚当たり 黒 1.00円	令和 7 年 9 月 1 日 ～令和11年10月31日	鳥取県生活環境部 くらしの安心局く らしの安心推進課 ほか 2 所属
12	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	9 台	鳥取市商栄町221番地 1 株式会社愛進堂	月当たり賃借料 6,410円 及び使用 1 枚当たり 黒 0.90円 カラー 5.60円	令和 7 年 9 月 1 日 ～令和11年10月31日	鳥取県食肉衛生検 査所 ほか 7 所属
13	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	1 台	鳥取市雲山147番地21 株式会社 K S ソリューションズ	月当たり賃借料 10,500円 及び使用 1 枚当たり 黒 0.60円	令和 7 年 9 月 1 日 ～令和11年10月31日	鳥取県立産業人材 育成センター倉吉 校
14	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	2 台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	月当たり賃借料 100円 及び使用 1 枚当たり 黒 0.45円 カラー 3.15円	令和 7 年 9 月 1 日 ～令和11年10月31日	鳥取県立産業人材 育成センター米子 校 ほか 1 所属
15	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	1 台	鳥取市商栄町221番地 1 株式会社愛進堂	月当たり賃借料 33,000円 及び使用 1 枚当たり 黒 19.60円	令和 7 年 9 月 1 日 ～令和11年10月31日	鳥取県東部農林事 務所
16	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	3 台	鳥取市雲山147番地21 株式会社 K S ソリューションズ	月当たり賃借料 8,200円 及び使用 1 枚当たり 黒 0.70円	令和 7 年 9 月 1 日 ～令和11年10月31日	鳥取県中部総合事 務所県民福祉局 ほか 2 所属
17	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	3 台	鳥取市商栄町221番地 1 株式会社愛進堂	月当たり賃借料 6,410円 及び使用 1 枚当たり 黒 0.80円 カラー 5.00円	令和 7 年 9 月 1 日 ～令和11年10月31日	鳥取県中部総合事 務所県土整備局 ほか 2 所属

18	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	3台	鳥取市雲山147番地21 株式会社K Sソリューションズ	月当たり賃借料 8,500円 及び使用1枚当たり 黒 0.70円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県西部総合事務所県民福祉局 ほか2所属
19	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	月当たり賃借料 33,000円 及び使用1枚当たり 黒 19.60円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県西部総合事務所日野振興センター
20	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	4台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	月当たり賃借料 5,105円 及び使用1枚当たり 黒 2.05円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県警察本部少年・人身安全対策課 ほか3所属
21	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	2台	米子市面三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	月当たり賃借料 100円 及び使用1枚当たり 黒 0.50円 カラー 3.30円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県倉吉警察署 ほか1所属
22	園芸試験場	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	420,090	令和7年7月1日 ～令和12年3月31日	鳥取県園芸試験場
23	水産試験場	物品 保守	デスクトップパソコン	6台	米子市面三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	2,506,900	令和7年7月28日 ～令和12年3月31日	鳥取県水産試験場
24	警察本部会計課	物品 保守	モバイルパソコン モバイルプリンター セキュリティ認証用機器	81台 81台 81台	鳥取市岩吉166番地2 株式会社ソルコム 鳥取支店 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社J E C C	24,948,000	令和7年9月1日 ～令和13年4月30日	鳥取県警察本部情報管理課 ほか26所属
25	生徒支援・教育相談センター	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	207,900	令和7年7月1日 ～令和11年3月31日	鳥取県教育委員会事務局生徒支援・教育相談センター
26	企業局経営企画課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	使用1枚当たり 黒 8.50円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県企業局経営企画課
27	企業局経営企画課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	月当たり賃借料 100円 及び使用1枚当たり 黒 0.50円 カラー 3.05円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県企業局経営企画課
28	企業局経営企画課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	使用1枚当たり 黒 3.50円 カラー 18.00円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県企業局東部事務所

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
29	企業局経営企画課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	月当たり賃借料 100円 及び使用1枚当たり 黒 1.80円 カラー 5.00円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県企業局東部 事務所
30	企業局経営企画課	物品 保守	複合機	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	月当たり賃借料 100円 及び使用1枚当たり 黒 0.97円 カラー 10.00円	令和7年9月1日 ～令和11年10月31日	鳥取県企業局西部 事務所
31	中央病院	物品 保守	ノートパソコン	10台	米子市両三柳2371番地8 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 山陰営業所	353,760	令和7年7月22日 ～令和8年8月31日	鳥取県立中央病院
32	厚生病院	物品 保守	プリンター	3台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	1,428,900	令和7年8月4日 ～令和12年9月30日	鳥取県立厚生病院

この冊子は 100部作成し、1 部当たりの印刷単価は 680 円です。